

## 5章

# 木材の利用推進に 向けた取組

林野庁では、木材に対する正確な情報を把握しながら、消費者に安全な木材製品等を供給できる体制づくりを推進しています。

## 福島県産材製材品の 表面線量の調査結果

福島県では、消費者への安全な木材の供給を目指し、木材製品における放射性物質に関する調査を定期的に行っています。2011年から3か月に1回のペースで測定している県産材の表面線量は、これまで調査を行った28,540検体すべてにおいて安全が確認されています(2019年7月現在)。

### 表面線量を測定し、環境や健康への安全性を確認

福島県産の木材は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針(福島県、2014年12月17日策定)」に基づく伐採・搬出が行われるとともに、木材製品についても「木材製品の放射線量に関する自主管理基準値(福島県木材協同組合連合会、2012年7月27日決定)」に基づく安全出荷基準が設定され消費者の理解が得られるよう、安全性の確保に努めています。

これらに加え、林野庁では消費者へ安全な木材製品等を供給するため、原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程を対象として、木材製品や作業環境などの放射性物質の調査・分析(モニタリング)を継続的に行うとともに、原木市場や製材工場、チップ工場における放射性物質測定装置の設置や風評被害防止のための普及啓発を行うなど、木材製品等の安全証明体制の構築に向けた支援を行っています(図5-1)。

福島県では、2011年から県産材を製材・出荷している工場を対象に、製材品の表面線量調査を定期的に行っています。2019年7月に実施した調査では、県産材を製材・出荷している全工場119か所の出荷製品について、柱、梁、板材等、品目ごとに3検体以上を抽出したところ、製材品の表面線量(単位cpm※1)の最大値は16cpm(0.001μSv/hに相当※2)でした(図5-2)。この測定値について、放射線防護に詳しい専門家に確認したところ、環境や健康への影響はないとの評価が得られています。

※1 cpm(シーピーエム)：ガイガーカウンターなどの放射線測定器に示される値で、1分当たりの計数值。  
cpmは、counts per minute(カウント・パー・ミニッツ)の略。

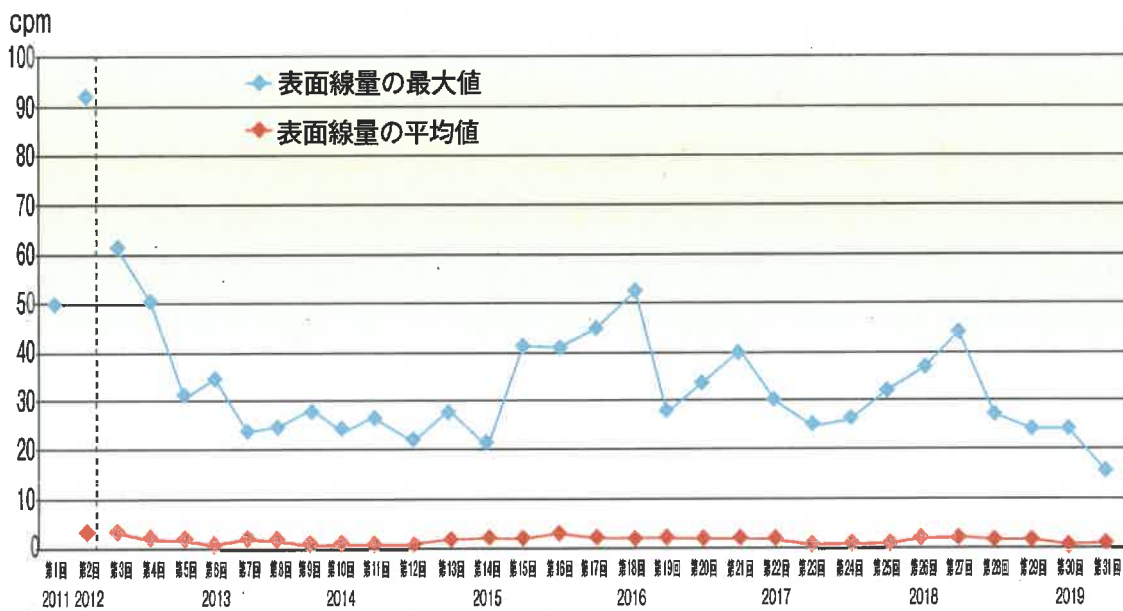
※2 参考

震災前の福島市の空間線量(2010.2.16)0.04  $\mu$ Sv/h

東京都新宿区における空間線量(2019.3.28)0.0375  $\mu$ Sv/h



[図 5-1] 原木・木材製品等の検査体制の整備  
資料：林野庁「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」  
2018年度



[図 5-2] 製材品の表面線量  
資料：福島県「県産材製材品の放射線量調査結果」

# 製材工場等に滞留する 樹皮(バーク)の処理対策

原発事故後、放射能汚染の影響によって、樹皮が利用できなくなり、製材所等に滞留していました。

木材加工の工程で副産物として発生する樹皮(バーク)は、ボイラー等の燃料、堆肥、家畜の敷料等として有効利用されてきました。しかし、福島第一原発事故以後、樹皮を含む木くずの燃焼によって、高濃度の放射性セシウムを含む灰が生成される事例が報告されたことから、その利用が進まなくなりました。そのため、製材工場等に樹皮が滞留する状況となりました。

樹皮が滞留することで原木の入荷量に影響を与えることから、林野庁では、地域における林産物の流通安定化を図るため、滞留している樹皮の処理対策として、2013年度から廃棄物処理施設での焼却・運搬にかかる費用、一時保管費用等の支援を行っています。その結果、樹皮の滞留量は、ピーク時の2013年8月の8.4万トンから、2019年5月には3千トンへと減少し、滞留は解消しています(図5-3)。

なお、放射性セシウムの影響により使用できなくなったほだ木等についても、焼却処理が進まないことから、林野庁ではほだ木等の一時保管等の経費に対する支援も行っています。2015年度からは、焼却施設で放射性セシウム濃度を測定し、安全性を確認しながら、ほだ木等の処理を進めています。



【図5-3】滞留する樹皮(バーク)の処理を推進  
資料：林野庁「平成30年度 森林・林業白書」